## news letter

# Legal Networks

2015.09

## マイナン**バー制**度 part ~ 10月に通知カードが届きます ~

前回号でも取り上げました「マイナンバー制度」。前回は、10月までに従業員様へアナウンスしていただきたいことなどをお伝えいたしました。今回は、番号の「収集」、「安全管理対策」などについて簡単にご説明いたします。マイナンバーの取扱いには、次のような段階が想定されます。

番号の収集 【本人確認】

利用 【ログを残す】

保管 【安全管理対策】 廃棄

No.0023

~「**収集」~** 10月以降、従業員様から順次番号を収集して、来年1月以降は社会保険手続き・給与(税)関連で番号を利用していくことになります。

マイナンバーの「収集」には本人確認の作業が必要になります。

マイナンバー通知カード(顔写真がついていないもの)の提出の場合は、ブラス写真つき身分証明書(運転免許証・パスポート)を併せて出してもらい、本人確認ができたことになります。本人が市区町村に申請して顔写真つきの個人番号カードをお持ちの場合は、それひとつの提出で本人確認を行なえます。

本人確認は、対面で直接、提出物を出してもらう方法はもちろん、提出書類の コピーを送付するなどの方法でもよいとされています。郵送する場合は、簡易書 留にするなどの措置を講ずることが望ましいとされます。

収集の時期ですが、ちょうど年末調整もあるため、年末調整の提出書類と併せて出してもらうというのがよろしいかもしれません。1月から給与関連書類(源泉徴収票や扶養控除申告書)にもマイナンバーを使用していきます。10月以降の入社者には、入社に必要な書類提出を依頼するのと同時に、マイナンバーを収集するのがよろしいのではないでしょうか。

また、番号を収集するのに、本人へ利用目的を通知しなければいけないとされていますので、その方法を考えていかなければなりません。具体的に「健康保険・厚生年金保険関係届出事務」「~」というように列挙して通知します。方法として、 社内LANにおける通知 利用目的を記載した書類の提示 就業規則への明記があります。

~ 「安全管理対策」~
収集したマイナンパーはその後保管していくことになりますが、安全管理対策を講じる必要があります。

組織的安全管理措置:情報漏えいなどの事故発生に備えた組織体制の整備 人的安全管理措置:総務・経理など事務取扱担当者に対する監督、教育など 技術的安全管理措置:外部からの不正アクセスの防止策など 物理的安全管理措置:パソコンや電子データの盗難防止など

また、マイナンバー制導入によって企業には委託先に対する監督義務が生じるとされています。例としてヒアリングシートのようなもので、実務面の実態把握をするというようなことが挙げられています。

参考資料:「マイナンパー制度の実務と業務がわかる本」

## ~編集後記~

8月のお盆休みが終わり、今年は次にシルバーウィー クが待っていますね。皆様お出かけのご予定などは既に 決まっていますか?ちなみに私は箱根の安~い旅館にプチ旅行する予定です。シルバーウィークが終われば、あっという間に慌ただしい年末までなだれ込みますので、ここ らへんで一息ついて置くのも重要かもしれませんね。 (スタッフ:大川)

この頃、お客様にご来訪いただいたり、お伺いして直 接お会いする機会が増えました。いろいろなお話をお聞き することができて勉強になります。またお会いする際はよ ろし〈お願い致します!(スタッフ: 菊地)



## 今月のトピックス

最低賃金が改定されます!

厚生年金保険料率が変わります

9月の労務スケジュール

### 最低賃金が改定されます!

「最低賃金が過去最大の18円上げ」(全国平均) と騒がれていますね。10円を超す2ケタの引き上げ は4年連続、これまでの過去最大引き上げだった 2010年の「17円」を超える引き上げとなりそうです。

#### 最低賃金とは・・・

ここでいう最低賃金とは、地域別(都道府県別)に 決定された企業が従業員に支払わらなければなら ない最低限の賃金(時間給換算した金額)のこと。 最低賃金審議会で調査審議され、最終的に地域別 の実額が決定し、10月をメドに適用されます。

東京都:888円 907円 神奈川県:887円 906円 千葉県:798円 817円 埼玉県:802円 820円

## 厚生年金保険料率が変わります

厚生年金の保険料率は、平成29年9月まで一定額ずつ毎年改定されることになっています。

平成27年9月分(その月の保険料を翌月の給与か ら控除している会社様は、10月支給給与から控除さ れる保険料)から以下のように変わります。

しかし、社会保険料というのは本当に高いです ね…。

17.828% 17.474%

厚生年金基金にご加入の会社様は加入する基金ごと の保険料率になります。

### 9月の労務スケジュール

労務  $9/1 \sim 9/30$ 

8月分の社会保険料の納付

税務

 $9/1 \sim 9/10$ 8月分の源泉徴収所得税額・ 特別徴収住民税額の納付



社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F TEL:03-6328-2239